（前のページより続き）
○航路標識に関する件
（海上保安庁三三、三四）　七
○道路に関する件
（中部地方整備局一〇五、一〇六）　九
○道路に関する件
（四国地方整備局六二）　一〇
○道路に関する件
（九州地方整備局一一六）　一〇
〔人事異動〕
内閣　警察庁　一〇
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一二
〔官庁報告〕
国家試験　一二
令和三年度土地改良換地士資格試験の実施について（農林水産省）　一二
国土調査の成果の認証の公告
（国土交通省）　一二
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告
（同）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、製造たばこ小売定価、公印無効関係　一三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
令和二年度国家公務員共済組合連合会職員共済組合の決算関係　二六
会社その他　二九

省　令

○厚生労働省令第百四十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十八条の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定地域密着型サービスの事業に係る法第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一～四　（略） 五　法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　第四十二条第四項及び第四十六条第一項の規定による基準 六　（略） 七　法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第五号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準　第四十条の三、第六十六条、第九十三条第一項及び第二項（居室に係る部分を除く。）、第百七十四条並びに附則第七条の規定による基準 八　（略）	（趣旨） **第一条**　共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十八条の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定地域密着型サービスの事業に係る法第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一～四　（略） 五　法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　第四十二条第四項、第四十六条第一項及び第六十六条の規定による基準 六　（略） 七　法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第五号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準　第四十条の三、第九十三条第一項及び第二項（居室に係る部分を除く。）、第百七十四条並びに附則第七条の規定による基準 八　（略）